Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド PATWORLD

WENPING Since 1949

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 175 2017年03月30日

2017 年中国審査指南改正

中国知識産権局は 2017 年改正特許審査指南基準を公布し、2017 年 4 月 1 日より施行されることになりました。

改正の要点は下記の通りです。

1)ビジネスモデル特許の保護

「ビジネスモデルの請求項において、ビジネス法則と方法の内容及び技術的特徴の両方を含む場合、特許法第 25 条に基づき、その特許権取得の可能性を排除してはならない。」との規定を追加しました。

2)コンピュータプログラムに係る発明特許出願の審査

コンピュータプログラム自体は特許保護の対象に属さないことと、コンピュータプログラムを含むシステムの発明は特許保護を受けられることを明確にしました。

3)化学分野の発明特許出願の審査

「出願日以降に補充された実験データに対して、審査官は審査しなければならない。補充された実験データによる技術的効果は当該技術分野の当業者が特許出願に公開された内容から理解できるものでなければならない。」と改めました。

4)特許無効審判請求の審査

特許後の補正は請求項の削除、技術案の削除に加えて請求項の更なる限定・明らかな誤りの修正を認めることとしました。

5)特許出願ファイルの管理

実体審査段階に移行し公開した特許出願の審査書類(審査官が出願人に発行した通知書、検索報告及び決定書を含む)を公開することとしました。

以上

(出典:華誠知識産権代理有限公司)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。